

騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

徳島市長 殿

届出者

印

徳島県生活環境保全条例第29条第1項の規定により、騒音発生施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				整理番号				
工場又は事業場の所在地				受理年月日	年 月 日			
				施設番号				
				審査結果				
				備考				
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

備考

- 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、徳島県生活環境保全条例第2条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされる場合は、「当該騒音発生施設の種類」については、記載しないこと。
- 2 「騒音発生施設の種類」の欄には、徳島県生活環境保全条例別表第4に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。